○国土交通省告示第八百十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年五月三十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月十日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－573号	防火戸（Ａ０級）	ＢＮＸ－Ａ０－１	株式会社日本ペネックス	長崎県諫早市津久葉町99番地48
第Ｆ－574号	防火戸（Ｂ０級）	ＢＮＸ－Ｂ０－２	〃	〃

○東北地方整備局告示第百五十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、阿武隈川水系阿武隈川（福島・宮城県境から海まで）及び白石川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第四十七号は、廃止する。

平成二十八年六月十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

○東北地方整備局告示第百五十三号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、雄物川水系雄物川、玉川、丸子川、横手川、皆瀬川及び成瀬川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、東北地方整備局、同局秋田河川国道事務所及び同局湯沢河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年六月二十八日東北地方整備局告示第七十九号、平成十八年三月三十日東北地方整備局告示第七十六号、平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第五十九号及び平成二十二年三月三十日東北地方整備局告示第六十号は、廃止する。

平成二十八年六月十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

○中国地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	長門市三隅上字垰二六八二番から萩市三見字鎖り板一四一二番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月十日

○中国地方整備局告示第七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市大字椿東字越ケ浜六五〇九番一九地内	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月十日

○九州地方整備局告示第九十七号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、筑後川水系筑後川、早津江川、広川、庄手川、玖珠川、佐賀江川、城原川、田手川、宝満川、巨瀬川、小石原川、佐田川、隈上川及び花月川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年九州地方整備局告示第百号、第百一号、第百二号、平成十八年九州地方整備局告示第百十三号、第百十四号、第百十五号、第百十六号、第百十七号、第百十八号、第百十九号は廃止する。

平成二十八年六月十日

九州地方整備局長　小平田浩司

○九州地方整備局告示第九十八号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、川内川水系川内川、隈之城川、長江川及び羽月川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局川内川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十六年九州地方整備局告示第百五十二号、平成十八年九州地方整備局告示第八十六号、第八十七号、第八十八号は廃止する。

平成二十八年六月十日

九州地方整備局長　小平田浩司

国会事項

裁判官弾劾裁判所

裁判官弾劾裁判

平成28年（回）第１号　資格回復裁判請求事件

決　　定

住　　居　東京都中央区晴海１丁目６番１－3408号

会　社　員　下　山　　芳　晴

昭和28年５月６日生

上記の者にかかる資格回復裁判請求事件につき、当裁判所は、次のとおり決定する。

主　　文

請求者が平成20年12月24日裁判官弾劾法に基づき当裁判所から罷免の裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失った資格を回復させる。

事実及び理由

第１　請求

主文同旨

第２　事案の概要

本件は、平成20年12月24日に当裁判所から罷免判決を受けた請求者が罷免判決後、既に７年以上を経過し、弾劾事由となった事実に対して真摯に反省し、今後同様の非行・過ちを犯すことは考えられないと主張して裁判官弾劾法第38条第１項第１号に基づく資格回復の裁判を求めた事案である。

第１　争いのない事実等

(1)　請求者は、甲府地方裁判所都留支部に同支部長として勤務していた平成20年２月19日から同年３月19日までの間に部下である同支部の女性職員に対して恋愛感情等を充足する目的でストーカーメールを送信した行為により、いわゆるストーカー規制法違反の罪で逮捕・起訴され、同年８月８日、懲役６月、執行猶予２年の有罪判決を宣告されたことが罷免事由に該当するとして、平成20年12月24日、当裁判所において罷免の判決を受けた者である。

(2)　請求者が罷免判決の宣告を受けてから、同人が本件資格回復裁判請求事件の申立てをするまで既に７年３か月の年月を経過している。

(3)　請求者は自らの行為を心から反省し、謹慎生活に近い生活を送ってきた。